

シリアの情勢に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年八月六日

山谷えり子

参議院議長 平田健二殿

シリアの情勢に関する再質問主意書

国連総会は平成二十四年八月三日、シリアのアサド政権を非難し市民への攻撃を即時停止するよう求める決議案を賛成多数で採決した。決議は、戦車やヘリコプターによる政権側の無差別攻撃を非難するとともに、同政権に対し、化学・生物兵器の使用を抑制するよう促した。決議案の共同提案国には日本を含め五十カ国以上が名を連ねた。

右を踏まえ、以下質問する。

- 一 この決議について日本政府の見解を示されたい。
- 二 報道によれば、ゴラン高原内の非武装地帯で、反体制派攻撃のためにシリア軍が同地帯に侵入、銃撃するなどして、戦闘に発展した。イスラエル政府は、非武装地帯にシリア軍が侵入した事態を「合意違反」とみなし、国連安全保障理事会議長に書簡で申立てをした。ゴラン高原内の非武装地帯の治安状況を日本政府はどのように認識しているか。また、それはP K O参加五原則に合致しているか、日本政府の見解を示されたい。

右質問する。

